

王仁公園 運動施設等整備運営事業
(P-PFI 型施設整備)

公募設置等指針

令和4年7月

枚方市

目 次

第1章 事業の概要

1. 事業の目的	1
2. 王仁公園の概要	1
3. 事業概要	3
4. 認定計画提出者と市の費用負担及び役割分担	4
5. 事業の流れ	5

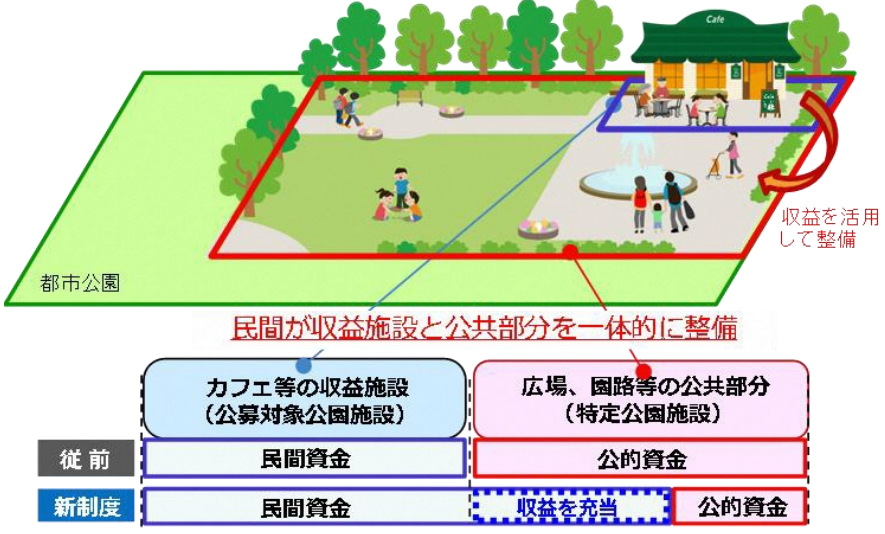
第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

1. 公募対象公園施設等の種類	7
2. 規模及び設置可能区域の場所	7
3. 公募対象公園施設に係る基本的条件	7
4. 特定公園施設に係る基本的条件	11
5. 公募対象公園施設及び特定公園施設の施工に関する条件・内容	12
6. 認定の有効期間及び開始時期	12
7. 公募対象公園施設の使用料の額の最低額	13
8. 認定の有効期間終了前の協議	14

第3章 公募の実施及び手続に関する事項等

1. 公募への参加資格	14
2. 公募の手続	15
(1) 日程	15
(2) 申請手続き	16
(3) 審査方法等	21
(4) 設置等予定者等の決定	24
(5) 公募設置等計画の認定	25
(6) 認定公募設置等計画の変更	25
(7) 認定公募設置等計画の取り消し	25
(8) 基本協定の締結等	25
(9) リスク分担等	26
(10) 事業評価	27
(11) 事業破綻時の措置	27
(12) 認定の有効期間終了後の施設撤去	28
(13) 事業内容の変更	28
3. その他の条件等	28

■用語の定義

<p>公募設置管理制度 (Park-PFI (以下「P-PFI」という。))</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のこと。 都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法として「Park-PFI」(略称:P-PFI)と呼称。 <p><P-PFI のイメージ></p> 
<p>公募対象公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 1 項に規定する「公募対象公園施設」のこと。飲食店、売店等の公園施設であって、都市公園法第 5 条第 1 項の許可の申請を行う事ができる者を公募により決定することが、公園施設の設置又は管理を行う者の公平な選定を図るとともに、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められるもの。 例：カフェ、レストラン、売店、運動施設、屋内こども遊び場、等
<p>特定公園施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 5 号に規定する「特定公園施設」のこと。枚方市との契約に基づき、公募対象公園施設の設置又は管理を行うこととなる者が整備する、園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの。
<p>利便増進施設</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都市公園法第 5 条の 2 第 2 項第 6 号に規定する「利便増進施設」のこと。P-PFI により選定されたものが占用物件として設置できる自転車駐車場、地域における催しに関する情報を提供するための看板、広告塔。本事業では提案を求めません。
<p>公募設置等指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> P-PFI の公募に当たり、都市公園法第 5 条の 2 の規定に基づき、地方公共団体が各種募集条件等を定めたもの (本資料)。

公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第5条の3の規定に基づき、P-PFIに申請する民間事業者等が、公募対象公園施設の設置または管理に関して枚方市に提出する計画。
認定公募設置等計画	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第5条の5の規定に基づき枚方市の認定を受けた公募設置等計画。
設置等予定者	<ul style="list-style-type: none"> ・審査・評価により、最も適切であると認められた公募設置等計画を提出した者。
設置管理許可	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法第5条第1項の規定により、枚方市以外の者が都市公園に公園施設を設け、又は管理することについて、枚方市が与える許可。
認定計画提出者	<ul style="list-style-type: none"> ・枚方市が、都市公園法第5条の5の規定に基づき認定した公募設置等計画を提出した者。
公園指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・王仁公園のP-PFI区域を除く区域を管理運営する指定管理者。 ・令和5年4月から令和10年3月までを指定期間とする公園指定管理者の公募を令和4年度に実施する予定。以降5年毎に公募を実施する予定。

※「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」（国土交通省都市局公園緑地・景観課）より一部引用

第1章 事業の概要

1. 事業の目的

枚方市（以下「市」という。）の王仁公園は、市が所管する最大の公園として、豊かな自然環境や既存施設を活用し、市民を中心に新たな利用者を誘致するとともに、地域住民の憩いや散策の場として、公園の魅力向上を図っていくことが求められています。

令和4年3月に策定した「王仁公園 再整備と管理・運営の基本方針」では、指定管理者制度の対象を公園全体に拡大し、ソフトプログラムを展開するなど既存施設を最大限に有効活用するとともに、民間事業者のノウハウやアイデアを積極的に導入することで、さらなる魅力向上を目指していく方針としています。

そこで、平成29年の都市公園法改正により新たに設けられた公募設置管理制度（P-PFI）に基づき、利用者ニーズが高い運動施設とその収益を活用し、公園利用者の利便性向上に資する休養施設や便益施設等の整備を一体的に行う民間事業者を公募します。

なお、申請にあたっては、「別紙1 王仁公園再整備と管理・運営の基本方針」の内容を理解し、その目標の実現に向けた提案をお願いします。

2. 王仁公園の概要

王仁公園は市中東部の住宅街の中に位置し、「みどりの中でスポーツを楽しむ公園」として昭和46年に開園した市が管理する公園で最も広い面積を有する公園です。屋外プール（夏期のみ開場）、テニスコートや運動広場等の有料施設に加え、芝生広場や児童コーナー、ビオトープ等を有する、運動施設を主体とする総合公園です。

高度経済成長期の市域の人口急増と運動施設の不足を背景に、青少年の運動の場を提供するとともに、枚方丘陵の豊かな自然を残す公園として整備が進められ、市東部における貴重なみどりの空間として、豊かな自然と運動施設や修景施設など多様な施設が充実した公園として、市民に親しまれています。

昭和49年に開設したプールをはじめ、人工芝のテニスコートや夜間照明付きの運動広場等が整備され、現在に至るまで多くの市民のスポーツ・レクリエーション活動の拠点として利用されています。

また、JR学研都市線の藤阪駅に近接するなど交通の便も良く、王仁公園の名前の由来でもある近隣の「伝王仁墓」は府指定文化財であり、「王仁博士」は古墳時代に百済からの渡来人として知られています。

名称	王仁公園
所在地	大阪府枚方市王仁公園 1-1
都市計画公園番号	5.4.210-2
公園種別	総合公園
開設面積	9.29ヘクタール
開設年	昭和46年(1971年)
主な公園施設	【プール】(昭和49年:プール開設、平成12年:プール再整備工事) 敷地 10,234 m ²

	<p>遊泳施設（プール水面積 2,323 m²）</p> <p>50メートル競泳プール（9コース）、流水プール、造波プール、幼児プール</p> <p>※50メートル競泳プール利用条件：身長 130センチメートル以上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プールサイド 3,200 m² ・管理棟 1,268 m² 2,500 人収容 ・観客席 440 m² 400 人収容 ・その他施設：更衣室、障がい者用更衣室、トイレ、医務室、事務室、ランチエリア <p>【テニスコート】</p> <p>コート 4面（コートエリア中央に壁打ちゾーン（無料）あり）</p> <p>【運動広場（グラウンド）】</p> <p>サッカーや野球ができる夜間照明付きグラウンド</p> <p>【バレーボールコート（クレイ）】 ※公募対象公園範囲に含まれる施設</p> <p>コート 2面</p> <p>【駐車場】</p> <p>駐車台数：第1駐車場 57 台、第2駐車場 112 台、運動広場横駐車場 34 台</p> <p>【土俵】</p> <p>【児童コーナー】</p> <p>2連鉄棒 1基、すべり台 1基、ジャングルジム 1基、シーソー 2基、2連ブランコ 1基、うんてい 1基</p> <p>【トイレ】</p> <p>2か所（管理事務所付近・運動広場付近）</p> <p>【大芝生広場】</p> <p>【ビオトープ】</p> <p>【スケートボード広場】</p> <p>令和4年秋より初心者向け広場を試行実施予定</p> <p>試行後、利用者ニーズを踏まえ、本格整備する可能性があります</p>
交通アクセス	<p>【電車の場合】</p> <p>J R 藤阪駅から約 600 メートル（徒歩約 8 分）</p> <p>【自動車の場合】</p> <p>第二京阪道路の枚方東インターチェンジから約 1.3 キロメートル</p> <p>【公共交通機関の場合】</p> <p>京阪バス「藤阪」から約 300 メートル</p>
その他	災害時の一時避難場所に指定



《王仁公園再整備と管理・運営の基本方針（抜粋）》

【目標像】

「健康づくり・スポーツ・子育て機能が充実し、
誰もが身近に自然とふれあい憩える公園」

【取組基本方針】

- 方針1 市民が健康づくりに取り組める公園
- 方針2 市民がスポーツを楽しめる公園
- 方針3 市民の子育てを支援する公園
- 方針4 市民の憩いの場となる自然豊かな公園
- 方針5 多世代・多様な人々が安心して憩える公園

3. 事業概要

公募対象範囲は、以下の特徴を持つ空間となっており、この空間を活用し、利用者ニーズが高いテニスやフットサル等、多目的に利用できる運動施設及びそれらの付帯施設等の公募対象公園施設を、民間事業者のノウハウやアイデアを活かし整備していただきます。

併せて、公募対象公園施設から生じる収益を活用し、公園利用者の利便性がより一層向上するよう、休養施設等の特定公園施設を整備していただきます。

さらには、公募対象公園施設、特定公園施設の管理運営に留まることなく、王仁公園全体の魅力向上や地域との連携に関する取組を実施していただきます。

これらを一体的に実施することにより、都心の貴重なみどりを楽しみながらくつろぎ、憩うことができる空間の創出を図ります。

民間事業者が整備する公募対象公園施設、特定公園施設の具体的な施設規模及び内容については、民間事業者の提案により、協議の上、基本協定書に定めるものとします。

【公募対象範囲の特徴（「別紙2 公募対象範囲図」参照）】

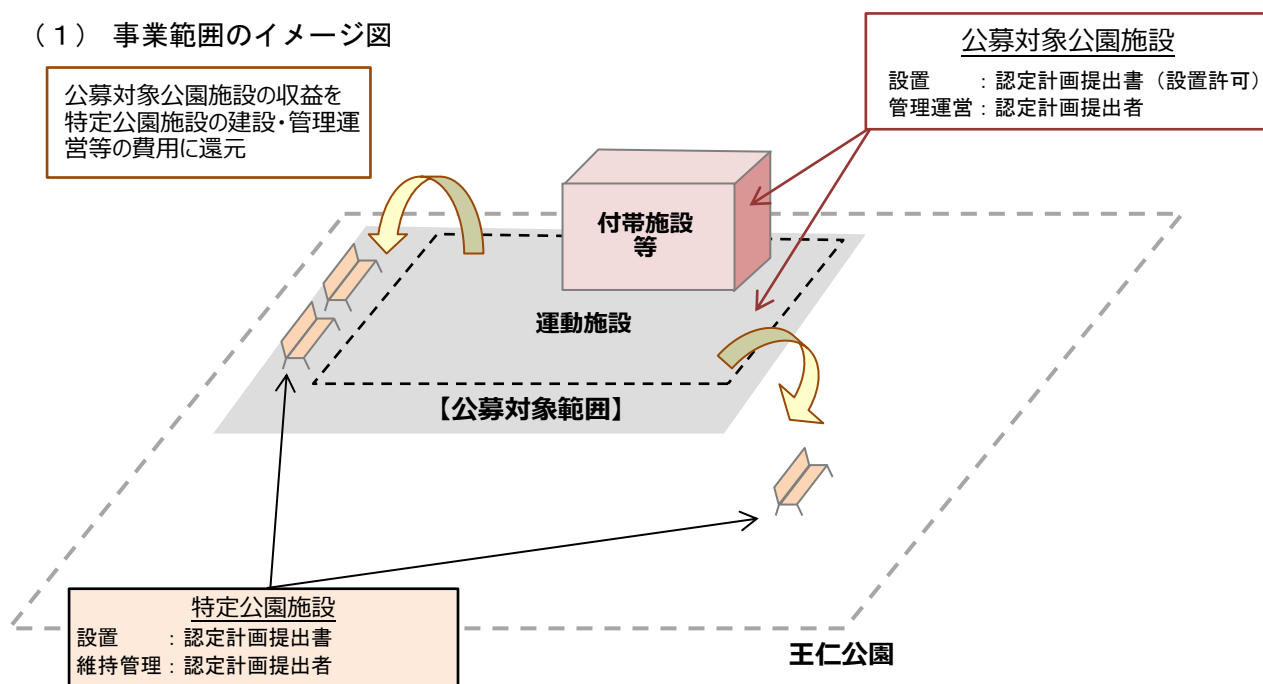
- ・ 現バレーボールコート及びその周辺、約 3,000 m²
- ・ 周辺は樹林地、現バレーボールコートはフェンスに囲われた静かでフラットな空間
現バレーボールコートの利用状況については、「別紙3 王仁公園運動施設の利用状況」を参照ください
- ・ 藤阪駅から約 600m、第一駐車場に近接
- ・ 公園利用者の動線である周回園路沿いに位置し、地域住民の通過等による人の流れも比較的多い空間
- ・ プール管理棟のある公園管理事務所と近接
- ・ 夏季は約 6 万人が利用するプールに近接

4. 認定計画提出者と市の費用負担及び役割分担

認定計画提出者には、公募対象公園施設及び特定公園施設の整備及び管理を行っていただきます。

なお、本事業の区域を除く公園全体の管理は、別途公園指定管理者が行います。令和5年4月から令和10年3月までを指定期間とする公園指定管理者の公募は令和4年度に実施する予定で、以降5年ごとに公募を実施する予定です。

(1) 事業範囲のイメージ図



※特定公園施設については公募対象区域外での提案も可能です

※利用増進施設については提案を求めません

(2) 費用負担及び役割分担等

項目		公募対象公園施設	特定公園施設
※1 設置・建設時	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者	認定計画提出者
	市と認定計画者との関係	設置許可	施設の譲渡契約
管理運営時	実施主体	認定計画提出者	認定計画提出者
	費用負担	認定計画提出者 ※認定公募設置等計画に定められた許可使用料を負担	認定計画提出者 ※許可使用料はなし
	財産管理	認定計画提出者	市
	市と認定計画者との関係	設置管理許可	管理協定
施設の所有者		認定計画提出者	市
認定期間終了時の撤去・原状回復		認定計画提出者	

※1 公募対象公園施設（運動施設等）と特定公園施設（休憩施設等）の整備に係る計画、設計、施工及び施工監理までを含む期間

5. 事業の流れ

(1) 公募設置等予定者の選定

市は、申請者が提出した公募設置等計画等関係書類の審査及び評価を行い、公募設置等予定者を選定します。審査及び評価にあたっては、市は学識経験者等により構成される「枚方市都市公園施設設置者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）」を設置し、公募設置等指針等との適合性、民間事業者の創意工夫、地域の活性化等の各面について審査を行います。

(2) 公募設置等計画の認定

市は設置等予定者の提出した公募設置等計画について、適当である旨の認定をします。なお、認定にあたっては、選定委員会での意見等を踏まえて、市と設置等予定者の調整により、公募設置等計画を一部変更したうえで変更後の計画を認定することがあります。

また、市は、当該認定をした日、認定の有効期間、公募対象公園施設の場所を公示します。

公募設置等計画の認定後、公募設置等計画は認定公募設置等計画となり、設置等予定者は認定計画提出者となります。

(3) 基本協定の締結

認定計画提出者には、認定公募設置等計画に基づき、市と協議の上、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定めた基本協定を締結していただきます。協定内容案については「別紙4 王仁公園運動施設等整備運営事業基本協定書(案)」を参照ください。認定公募設置等計画の内容及び認定計画提出者との協議により、各条項の記載内容等を修正し、基本協定を締結する予定です。

(4) 公募対象公園施設の設置、管理運営

認定計画提出者には、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、公募対象公園施設の設置、維持管理及び運営を行っていただきます。

(5) 特定公園施設の整備、市への譲渡

認定計画提出者には、特定公園施設を整備し、整備後には原則として市に無償で譲渡していただきます。なお、市との協議により、認定計画提出者が施設を保有したまま管理運営していただく場合があります。

(6) 施設の撤去

認定計画提出者が設置した公募対象公園施設は、原則、認定公募設置等計画の有効期間内に撤去していただきます。

第2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項

1. 公募対象公園施設等の種類

必須で提案いただく公募対象公園施設は、都市公園法第5条の2第1項及び都市公園法施行規則第3条の3に規定されている運動施設及びその付帯施設とします。それとは別に自主提案として、飲食や物販等を実施するための便益施設を設置することができます。

また、必須で提案いただく特定公園施設は、公募対象公園施設の周辺などに設置することで公園利用者の利便性が一層向上する施設として、ベンチやパーゴラ等の休養施設とします。通路・エントランス等の園路広場、花壇などの修景施設や掲示板などの管理施設等については任意で提案してください。

なお、都市公園は、一般公衆の自由な利用に供される公共施設であることから、特定の利用者限定される施設や、騒音の発生等により他の利用者の公園利用を著しく阻害するような施設及び周辺街区と調和しない施設の提案は認められません。

2. 規模及び設置可能区域の場所

- ・公募対象公園施設及び特定公園施設設置可能区域範囲：別紙2 公募対象範囲図参照
公募対象範囲図のエリア①（約3,000㎡）及びエリア②（約50㎡）の中で、使用する区域を提案し、その中で公募対象施設及び特定公園施設を整備してください。
なお、特定公園施設については、公募対象区域外での提案も可能です。

3. 公募対象公園施設に係る基本的条件

（1）整備に関する事項

- ① 公募対象範囲内で、公募対象公園施設として運動施設及びその付帯施設を設置してください。
- ② 運動施設の表面仕様は多目的に利用できる人工芝等としてください。その他の表面仕様でも多目的利用ができれば提案は可能です。また、運動内容に応じた高さのフェンスを周囲に設置してください。
- ③ 夜間運営を提案する場合は、夜間照明施設を付帯施設として設置してください。その際には、周辺環境への配慮と騒音及び光害等への対応・対策を含めた提案としてください。
- ④ 管理棟や更衣室について必要な場合は付帯施設として設置してください。また、付帯施設以外に、利用者の利便性向上につながる便益施設（飲食物の販売等）を提案することも可能です。
- ⑤ 屋外運動施設に屋根掛けを行う場合は、建築面積に含まれます。
- ⑥ 王仁公園にふさわしい景観形成に資する施設（建物、外構、掲示板等）のデザインや配置、素材、色彩としてください。
- ⑦ 当該敷地西側はJR学研都市線側にかけて急斜面となっているため、施設の配置にあたっては一定の距離をセットバックし、現況土地の大幅な造成が生じないよう十分配慮してください。配置によっては法面・擁壁による造成が必要となります。

- ⑧ 施設設置に当たり必要な造成、支障となる構造物や樹木の撤去、移設等については、市と協議の上、実施してください。造成、撤去、移設に要する費用は、認定計画提出者に負担していただきます。なお、樹木については極力存置となるよう検討してください。
- ⑨ 公募対象範囲のバレーボールコートを撤去する提案は可能とします。また、公募対象範囲にある園路広場や休養施設などの撤去新設や機能付加を行う提案も可能とします。
- ⑩ 枚方市都市公園条例（以下「条例」という。）及び大阪府福祉のまちづくり条例に適合し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに十分に配慮した設計としてください。
- ⑪ 施設や夜間照明等の配置については、死角や暗がりを作らないよう安全性・防犯性に配慮するとともに、必要に応じて遮光板や防音シート等の近隣対策を実施してください。
- ⑫ 施設の整備にあたっては、事前に施設の詳細について市と協議し、承諾を得る必要があります。なお、施設の整備に関する地元説明会を実施し、事業内容等についての地元の理解醸成に努めてください。
- ⑬ 施設設置に係る建築確認申請等の法的諸手続は、認定計画提出者が行ってください。
- ⑭ 施設の建設（内装・設備含む）及び施設設置に係る造成、整地、インフラ施設（上下水道、電気、ガス、電話等）は、認定計画提出者が施工、費用負担するものとします。インフラ施設の施工にあたっては、認定計画提出者自らにより公園区域外から引き込み、接続することを原則としますが、電気及び上水道については、容量に余裕がある場合、公園内の既設電気設備及び水道管からの分岐・引込が可能です。下水道については、公園内の既設管への接続が可能です。ただし、公園内での工事等による影響で一時的に公募対象公園施設へ供給できなくなる事態が生じても、認定計画提出者はそれに係る一切の補償を市に請求することはできません。なお、接続にあたっては、市と協議の上、その指示に従ってください。
- ⑮ 公園内の既設インフラ施設へ接続する場合、認定計画提出者が設置する子メーターの指示値により計測した使用量に応じ、支払いをしてください。電気料金については市に、上下水道料金については公園管理者への支払いとなります。市または公園指定管理者が算出した額を指定する方法により、期限までに支払ってください。
また、認定計画提出者が公園内の設置許可区域を超えるエリアに設置したインフラ施設については、占用許可申請及び占用許可使用料が必要となります。
- ⑯ 電力供給事業者等の関係機関との協議及び手続は、認定計画提出者が自ら行ってください。（事業提案前にも、その内容が実現可能であるか確認してください。）
- ⑰ 屋外における飲料用自動販売機の設置については、不可とします。

（２） 管理運営に関する条件

- ① 公園利用者の利便性を考慮し、年末年始を除く通年営業を原則とし、週 1 日程度の定休日を設けることは可能です。また、営業時間は、現在夜間照明施設付有料施設の利用時間を午後 9 時までとしていますが、公募対象公園施設の営業時間については延長する提案を行うことができます。その場合は、周辺環境への配慮と騒音・光害等への対応・

対策を含めて提案してください。

- ② 公募対象施設を会員制等で運営する場合でも、一般の利用者が申込み・利用できる時間帯を必ず設けてください。

また、王仁公園の利用者ニーズや利便性が向上するよう、多目的な利用を行う運営内容を提案してください。

- ③ 運動施設や照明施設等の利用料金は市の条例単価以上の金額をご提案することは可能ですが、社会通念上適正な金額を設定してください。
- ④ 公園全体の管理運営やイベントを行う公園指定管理者との連携に日常から積極的に努めてください。

また、公園指定管理者が事務局となり公園に関係する団体及び公園周辺の施設を運営する団体で構成する公園管理運営協議会の設立後、それに参画し、関係団体とも積極的に連携し、王仁公園全域と一体的に魅力増進を図れるような管理運営内容をご提案ください。

- ⑤ 施設予約について窓口等が一本化できるよう、公園指定管理者との連携を検討してください。
- ⑥ 持続的に運営可能な事業計画としてください。
- ⑦ 年間を通じ、円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制としてください。
- ⑧ 公園利用者が利用しやすく、安全・安心に配慮した管理運営としてください。
- ⑨ ホスピタリティあるサービスを提供してください。
- ⑩ 公募対象公園施設の利用者やその関係者による路上駐車や園路上の駐輪等がないよう、マナー啓発を行ってください。また、これらに対する苦情対応等も行ってください。

- ⑪ 喫煙スペースを設ける場合は、受動喫煙防止対策を講じてください。

- ⑫ 運動施設の設置目的を損なわない範囲において公園利用者の便益を図る目的で物品等の販売やレンタルサービスを行うことができます。

ただし、公募対象範囲を越えて売店等を設置することにより公園の一部を占有する場合は条例に基づく使用料を徴収します。

- ⑬ テイクアウト形式の飲食の提供は可とします。

また、提供した飲食物によって生じる公園内のゴミについては、分別して収集・保管を行い、認定計画提出者の責任において適時処分してください。

- ⑭ 事故等の緊急時や地震・火災等災害時の危機管理に対応した管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制としてください。

- ⑮ 荷捌き等にあたって、公園内に車両を進入させる際には事前に公園管理事務所へ申請を行なってください。

また、その際には、公園利用者の安全および公園施設の維持管理に支障が生じないよう配慮してください。

- ⑯ 荷捌き等の一時的な停車を除き、従業員及び関係者の駐車は、設置許可を受ける範囲であっても原則認めません。また、プールやイベント開催時など来訪者の混雑が予想される場合は、従業員及び関係者の駐車場を公園区域外に別途確保してください。

なお、これ以外の期間については、この限りではありません。

- ⑰ 運営期間が最長20年間と長期にわたることから、公募対象公園施設の管理運営のみに留まることなく、王仁公園全体の魅力向上や地域と連携した取り組みについて提案してください。

ただし、公募対象公園施設の管理運営を行う区域以外において、イベント等を実施する場合は、行為許可等必要な申請手続きを行っていただきます。

(例)

【王仁公園全体の魅力向上】

- ・ 王仁公園の魅力や公益性を高めるイベントや子育てワークショップなどの実施
- ・ 王仁公園の魅力などの情報発信
- ・ 防犯カメラの設置やこども 110 番への協力などの防犯対策
- ・ 災害時における対応

【地域との連携】

- ・ 地域住民等が王仁公園で実施している緑化活動や清掃活動への協力
- ・ 地域や近隣団体が王仁公園で行っている行事への協力

- ⑱ 日別の利用者数や月別の売上額、公園の魅力向上や地域との連携に関する取組状況の報告などを記載した事業報告書を、毎年、定められた時期に提出していただきます。

- ⑲ 収益の還元について

認定計画提出者の事業収支計画と実績を超える想定以上の収益があった場合は、想定以上の収益の一部を市に還元する方法について提案をしてください。還元する金額の算定方法等については事業者からの提案に基づき市と協議して決定します。

公募対象公園施設の内訳

種類	主な基本的条件
<p>[必須]</p> <p>○運動施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多目的に利用できる人工芝等 ・ 運動内容に応じた高さのフェンスを周囲に設置 ・ 夜間運営を提案する場合は、照明施設を附属施設として設置 <p>[任意]</p> <p>○その他付帯施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明施設 ・ 管理施設（更衣室や管理棟等） ・ 便益施設（飲食施設や物販施設等） <p>など</p>	<p>[整備に関する条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 王仁公園にふさわしい景観形成に資する施設のデザインや配置、素材、色彩とすること ・ 枚方市都市公園条例及び福祉のまちづくり条例に適合し、バリアフリー、ユニバーサルデザインに十分に配慮した設計とすること ・ 飲料用自動販売機の屋外設置は不可 <p>[管理運営に関する条件]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年末年始を除く通年営業を原則とすること（週1日程度の定休日は可） ・ 営業時間を午後9時以降に延長する場合は、周辺環境への配慮と騒音・光害等への対応・対策を含め提案すること

	・一般の利用者が申込み・利用できる時間帯を必ず設けること
--	------------------------------

上表に掲げる公募対象公園施設・特定公園施設の整備に伴う建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関連法令上の申請手続業務、電気、電話、ガス、上下水道等に関する協議、施設整備に伴う地元住民への説明等の関連業務については、原則認定計画提出者が行うものとします。

4. 特定公園施設に係る基本的条件

- ① 特定公園施設は、公募対象公園施設周辺等に配置するベンチ・パーゴラ等の休養施設を整備してください。また、任意で通路等の園路広場、花壇等の修景施設のほか、掲示板等の管理施設等の整備について提案してください。公募対象区域外での提案も可能です。
- ② 特定公園施設の整備及び管理に要する費用は、認定計画提出者が全額負担するものとし、公募対象公園施設から見込まれる収益等により賄ってください。施設は市に譲渡いただくため、公募対象公園施設の範囲外に設置した場合でも公園使用料は発生しません。
- ③ 特定公園施設は、公募対象公園施設と同時に供用開始できるよう工事を行ってください。工事完了後、市による完了検査を行います。検査に合格した後、市と譲渡契約を締結し、特定公園施設を市に無償譲渡していただきます。
また、別途管理協定を締結し、管理は認定計画提出者に行っていただきます。
- ④ 特定公園施設の整備にあたっては、前述の「3. 公募対象公園施設に係る基本的条件(1) 整備に関する事項」の⑥～⑩の内容を遵守してください。
- ⑤ 特定公園施設の整備は、大阪府が定める「測量業務共通仕様書」、「設計業務等共通仕様書」、「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」及び「土木工事施工管理基準」に準拠し実施してください。これらに定めのない事項については、市と協議の上、適切に施工してください。
また、環境負荷低減、建物リサイクル等環境保全に配慮した提案としてください。
- ⑥ 特定公園施設の整備に係る占用許可申請及び使用料減免申請を工事着手までに行い、許可を受けてください。特定公園施設の整備に係る占用使用料については、免除とします。
- ⑦ 特定公園施設の管理にあたっては、来園者の利便性や安全・安心に加え、高齢者や子ども連れ、障がい者および要介護者の方々の利用にも配慮してください。

特定公園施設の内訳

種類	主な基本的条件
[必須] ○休養施設(ベンチやパーゴラ等)	・利用者の利便性が一層向上する施設とすること
[任意] ○園路広場(通路、エントランス等)	・施設は市に無償譲渡すること

<p>○修景施設（花壇等） ○管理施設（掲示板等）</p> <p style="text-align: center;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・整備及び管理に要する費用は認定計画提出者が全額負担すること ・公募対象施設と同時に供用開始すること ・施設管理にあたって、高齢者や子ども連れ、障がい者、要介護者の利用にも配慮すること
--	--

5. 公募対象公園施設及び特定公園施設の施工に関する条件・内容

(1) 設計時

市は、認定計画提出者による設計内容が市の求める性能基準を満たしているかを確認します。

(2) 施工時

市は、必要に応じて認定計画提出者から工事監理の報告を受け、設計図書どおりに施工されているか確認します。

- ①施設の施工に当たり、市及び公園指定管理者との円滑な協議が可能な管理体制を確保してください。
- ②工事期間中の公園利用者の安全や周辺環境に配慮した提案としてください。
- ③工事中の音、振動等については、周辺に配慮して必要な対策を講じてください。
- ④公募範囲及びその周辺には上下水道管、電気等の埋設物があるため、これらの保護に配慮して施工してください。また、工事着手前に想定できなかった地中障害物等を施工途中に発見した場合は市に連絡し、承諾を得て施工してください。
- ⑤認定計画提出者が設置する施設の設置許可、占用許可、確認申請等の必要な手続に要する期間も考慮したスケジュール管理をしてください。

(3) 完成時

市は、完成した公募対象公園施設及び特定公園施設について、設計図書や協議内容に沿った施工となっているかの完成検査を実施します。

6. 認定の有効期間及び開始時期

公募設置等計画の認定の有効期間は、認定日から最長 20 年とします。

なお、公募対象公園施設の設置許可の期間は、当初 10 年以内とし、認定の有効期間内に更なる許可申請があった場合、1 回に限り許可の更新が可能です。その場合も更新許可の期間は 10 年以内とします。公募対象公園施設は令和 6 年 4 月までに開業するものとし、不測の事態等により開業が遅れる場合には事前に市と協議してください。

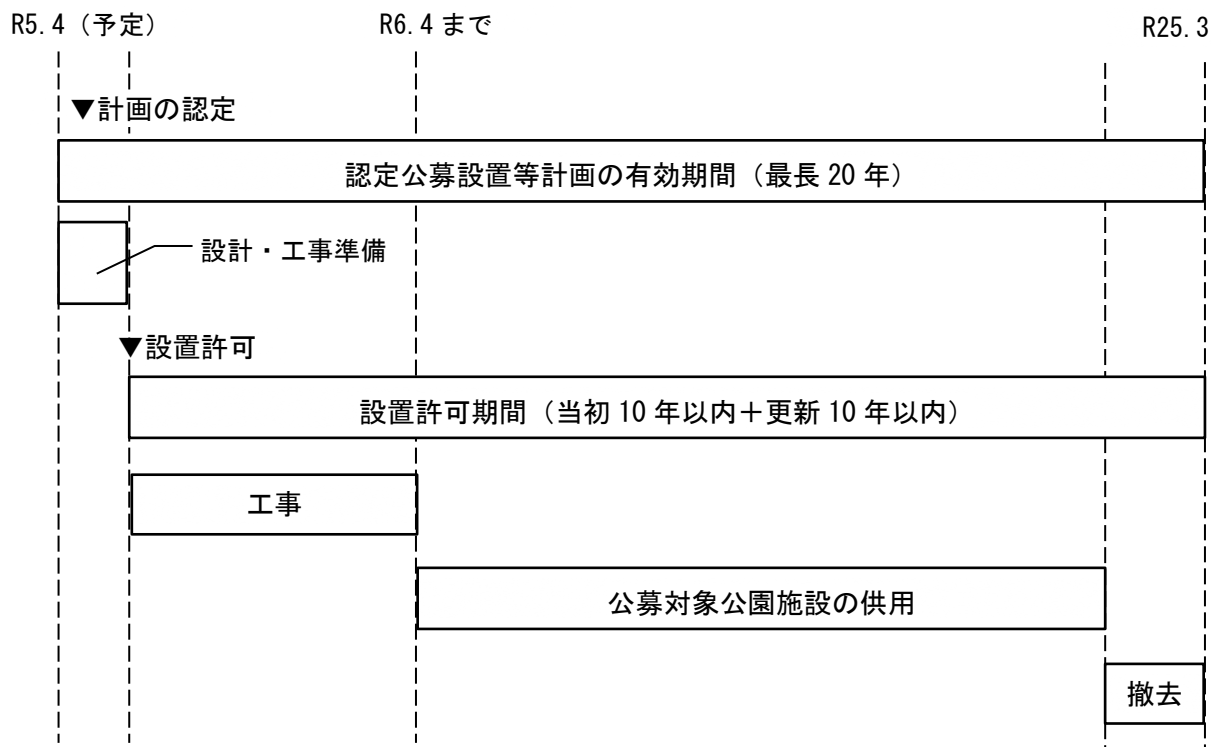
また、公募対象公園施設の設置許可は、工事着手までに受けてください。

認定計画提出者の所有する物件等は認定期間終了時までには認定計画提出者の負担により撤去し、施設を設置許可する前の状態に回復してください。この場合、認定計画提出者は一切の補償を市に請求することはできません。

ただし、市が現状のままで寄付を受け入れることを承認した施設を除きます。

また、認定期間終了後も引き続き設置管理許可の更新を希望する場合は事前に市と協議を行ってください。ただし、認定計画に係る特例措置については適用されませんのでご注意ください。

【事業期間と公募対象公園施設等の設置許可期間の関係（想定）】



7. 公募対象公園施設の使用料の額の最低額

認定計画提出者は、公募対象公園施設の設置許可面積に対して、自ら提案した設置許可使用料単価を乗じた額を、設置許可使用料として市へ支払っていただきます。

なお、設置許可面積には、運動施設の範囲以外に、独占的に使用する範囲（付帯施設等）の面積も含まれるものとします。設置許可面積は、認定公募設置等計画に基づき決定します。

設置許可使用料単価は、以下の最低額以上をご提案ください。

公募対象公園施設の使用料の最低額	2,000 円 / m ² ・年
------------------	-----------------------------

ただし、条例の改正により使用料の額が改定され、提案した使用料の額が条例で定める使用料の額を下回ることになった場合は、改正後の条例で定める使用料の額を適用します。

設置許可使用料は、年度ごとに市が発行する納入通知書により支払っていただきます。原則として、設置許可時又は設置許可更新時に当該年度分を支払っていただき、次年度以降は市の指定する期日までに1年分を支払っていただきます。

許可日の属する年度又は許可終了年度で、使用期間が1年に満たない場合は、月割計算とします。この際、1か月未満の期間については、1か月分の使用料を支払うこととし、円未満の端数が生じる場合は、切り捨てるものとします。

8. 認定の有効期間終了前の協議

公募設置等計画の認定の有効期間には、設計、工事、撤去等に要する時間を含みます。

認定計画提出者は認定期間の終了する2年前には、設置管理許可期間の終了後の公募対象公園施設の扱い（解体撤去、寄付、設置管理許可の継続等）について市と協議するものとします。

第3章 公募の実施及び手続に関する事項等

1. 公募への参加資格

(1) 申請者の資格

次の要件を満たす会社法（平成17年法律第86号）上の会社、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）上の一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人、公益財団法人を含む。）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）上の特定非営利活動法人（NPO法人）その他法人格を有する団体（以下、「申請法人等」という。）もしくは複数の法人等が構成するグループ（以下、「グループ」という。）であること。

なお、グループで申請する場合は、グループを構成する法人等（以下、「構成団体」という。）の中から「代表構成団体」を定めるものとする。

- ① 日本国内に営業所又は事務所を有していること。
 - ② 申請法人等又は構成団体のうち、公募対象公園施設の管理運営の役割に当たる少なくとも1者は、運動施設の運営経験を有すること。
 - ③ 次の（イ）から（ホ）までのいずれにも該当しないこと。
 - （イ）成年被後見人
 - （ロ）民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （ハ）被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （ニ）民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - （ホ）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ⑤ 天災その他やむを得ない事由がある場合を除き、法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）並びに営業所または事務所を有している所在地の市税を完納していること。
 - ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その旨を証する書類を

提出した場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- ⑦ 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条の規定による 廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑧ 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者で、同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定がされた者については、その旨を証する書類を提出した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- ⑨ 枚方市公共工事等暴力団排除措置要綱（平成 25 年枚方市要綱 66 号）に基づく入札等除外措置を受けている者（（2）に掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（（2）に掲げる者を除く。）でないこと。
- ⑩ 公募設置等計画等の提出日または提出締切日において、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 4（施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。以下同じ。）第 1 項各号のいずれか又は施行令第 167 条の 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する者
- ⑪ 公募設置等計画等の提出日または提出締切日において、枚方市入札参加停止、指名停止等の措置に関する要綱に基づき、一般競争入札への参加の停止又は指名競争入札の指名の停止（以下「入札参加停止」という。）の措置を受けている者

（2）その他の条件

- ① 申請は、1 法人等につき 1 件とします。
- ② 単独で申請した申請法人等が他のグループの構成員となること、又はグループの構成員である法人等が他のグループの構成員となることはできません。
- ③ 公募対象公園施設及び特定公園施設の運營業務に携わる法人等は、申請法人等又はグループの構成員であること。
- ④ 公募設置等計画等の提出期限経過後は、代表構成団体及び構成団体の変更は認めません。

2. 公募の手続

（1）日程

公募及び事業のスケジュールは、以下のように予定しています。

ただし、都合により変更となる場合があります。

公募設置等指針の公表期間	令和 4 年 7 月 25 日(月)から 令和 4 年 10 月 14 日(金)まで
事前説明会申込期限	令和 4 年 8 月 5 日(金)
事前説明会の開催	令和 4 年 8 月 8 日(月)

質問の最終受付日	令和4年8月19日(金)まで
質問に対する回答	令和4年8月26日(金)
公募設置等計画等の提出	令和4年10月7日(金)から 令和4年10月14日(金)まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年10月27日(木)
設置等予定者の決定	令和4年11月中旬(予定)
基本協定の締結	令和5年3月(予定)

(2) 申請手続き

①公募設置等指針の公表

公表期間	令和4年7月25日(月) 午後1時から 令和4年10月14日(金) 午後5時まで
公表場所	枚方市土木部みち・みどり室工事委託課ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布は行いません。 URL : https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046057.html

※既存施設等の関係図書については、枚方市土木部みち・みどり室工事委託課で閲覧することができます。閲覧にあたっては、事前に電話にてお申込みください。

②事前説明会

○受付

公募設置等指針などの説明会を以下のとおり開催します。説明会への参加を希望される方は、以下の期間内に申し込みをしてください。

申込期間	令和4年7月26日(火)から令和4年8月5日(金)まで 午前9時から午後5時まで(正午から午後0時45分までを除く)
使用様式	事前説明会参加申込書
申込方法	電子メール ※件名(subject)は「事前説明会申込」と記載してください ※口頭、電話、ファクシミリ及び郵送による申し込みはお受けできません。
申し込みメールアドレス	koujiitaku@city.hirakata.osaka.jp ※電子メール送信後、必ず担当まで電話で着信確認をしてください
申し込み先(担当)	枚方市 土木部 みち・みどり室 工事委託課 担当：公園経営グループ 電話 072-841-1404
参加可能人数	1申請予定法人等(1申請予定グループ)あたり5名まで

○開催日時等

開催日時	令和4年8月8日(月) 午前10時から1時間程度
集合場所	王仁公園管理事務所 2階会議室 ※集合場所で概要説明を行った後、園内をご案内しますので、途中参加はお受けできない場合があります。

③公募設置等指針に対する質問及び回答

○受付

本指針の内容に関して質問がある場合は、以下の期間に質問書を提出してください。

回答内容については、本指針と同等の効力を持つものとします。

受付期間	令和4年7月26日(火)から令和4年8月19日(金)まで 土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで (正午から午後0時45分までを除く)
使用様式	様式「質問書」
提出方法	電子メール ※件名(subject)は「公募設置等指針質問」と記載してください ※口頭、電話、ファクシミリ及び郵送による申込はお受けできません。
受付 メールアドレス	koujiitaku@city.hirakata.osaka.jp ※電子メール送信後、必ず担当まで電話で着信確認をしてください
提出先	枚方市 土木部 みち・みどり室 工事委託課 担当：公園経営グループ 電話 072-841-1404

○回答

質疑に対する回答は、「質問書」を受付後、適宜、枚方市ホームページに掲載します。

最終回答日	令和4年8月26日(金)
回答 URL	URL : https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046057.html ※回答にあたり質問者の名称は公表しません。 ※質問の内容によっては、複数回に分けて回答することがありますので ご了承ください。 ※申請に関係がないと思われる質問等、内容によってはお答えできない 場合があります。

④ 公募設置等計画等の提出

公募設置等計画等を以下の注意事項を確認の上作成し、期間内に提出してください。

なお、提出期間を経過した後は書類を受理しません。

提出期間	令和4年10月7日(金)から令和4年10月14日(金)まで
------	-------------------------------

	土曜日、日曜日及び祝日を除く 午前9時から11時及び午後1時から5時まで
使用様式	「公募設置等計画等関係書類一覧」のとおり
提出場所	枚方市 土木部 みち・みどり室 工事委託課 担当：公園経営グループ 〒573-0023 大阪府枚方市東田宮 1-2-1 ※提出にあたっては事前に担当まで連絡をお願いします
提出方法	受付場所へ持参または郵送（書留、提出期間必着） ※必要書類が提出されているかを確認するため、可能な限り受付場所へ ご持参ください。

【公募設置等計画等作成の注意事項】

- ・ 公募設置等計画等の提出は1申請法人（1申請グループ）1提案とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の言語は日本語、単位はメートル法、通貨は日本国通貨を使用してください。
- ・ 関係法令及び条例を遵守し、かつ本指針に記載された条件を満足するとともに、関係機関へ必要な協議確認を行った上で公募設置等計画等関係書類を作成してください。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の作成及び提出に必要な諸費用は、申請者の負担とします。
- ・ 公募設置等計画等関係書類の提出後の変更は認めません。
- ・ 必要に応じて公募設置等計画等関係書類一覧に記載以外の書類の提示を求め場合があります。
- ・ 「6. 公募設置等計画」はA4またはA3判横書き、左綴じとし、ページを付して提出してください。
- ・ 明確かつ具体的に記述してください。分かりやすさ、見やすさに配慮し、必要に応じて図、表、写真、スケッチ等を適宜利用してください。
- ・ 書類は、正本・副本の各1部と、抜粋版（直近の3事業年度に係る事業報告又はこれらに類するもの、前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの、様式第5号、様式第6号、様式第7号、様式第8号、様式第9-1、様式第9-2）5部を提出してください。
- ・ 正本及び副本については、様式1を表紙とし、下記「公募設置等計画等関係書類一覧」に記載の順に綴じてください。

電子データの提出について

- ・ 提出書類一式の電子データ（CD-R等）を2部提出してください。
- ・ 電子データについては、様式と同じソフト（ワード、エクセル等）で作成してください。
- ・ 直近3事業年度の事業報告書等、様式を定めていないものについては、PDF形式でも提出可能です

公募設置等計画等関係書類一覧

提出書類	様式	提出部数	
		正副	抜粋版
1. 公募設置等計画等提出書	様式 1	各 1 部	
2. 誓約書	様式 2	各 1 部	
3. 委任状（グループで申請の場合）	様式 3	各 1 部	
4. 法人等の概要を示す書類 ※1 (グループで申請の場合は、代表構成団体及び構成団体の全てについて提出)			
(1) 法人等の定款又は寄付行為の写し (法人以外の団体にあつては、規約等の写し)		各 1 部	
(2) 登記簿謄本または登記事項証明書 (申請日前 2 か月以内に取得したもの)		各 1 部	
(3) 法人等の代表者及び役員の氏名・履歴		各 1 部	
(4) 法人等の現事業年度における事業計画書及び収支予算書		各 1 部	
(5) 直近の 3 事業年度（現事業年度を含まず、それ以前の 3 事業年度）に係る事業報告書又はこれらに類するもの		各 1 部	5 部
(6) 前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類するもの		各 1 部	5 部
(7) 納税証明書 国税：「申告所得税」又は「法人税」及び「消費税」について未納税額が無いことを証明する「納税証明書」（税務署様式その 3-2 又は 3-3）を提出してください。 市税：枚方市内に営業所または事務所を有する場合は、上記に加え市税（軽自動車税・事業所税・法人市民税等）に係る徴収金を完納していることを証する滞納無証明書を提出してください。枚方市内に営業所または事務所を有しない場合は、所在地を管轄する税務担当部署が発行する、全税目について未納の額がないことを証する納税証明書を提出してください。 ※納税証明書及び滞納無証明書の原本を申請書正本に綴り、申請書副本には納税証明書及び滞納無証明書の写しを綴ってください。 ※非課税法人等にあつては、非課税法人であることを証する書類等を提出してください。		各 1 部	
5. 運動施設の運営経験を証する書類 ※1	様式 4	各 1 部	
6. 公募設置等計画			
(1) 事業の概要 ① 事業の実施方針	様式 5	各 1 部	5 部

② 事業実施体制			
(2) 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備計画 ① 共通事項 ② 公募対象公園施設 ③ 特定公園施設	様式6	各1部	5部
(3) 公募対象公園施設及び特定公園施設の管理運営計画 ① 共通事項 ② 公募対象公園施設 ③ 特定公園施設 ④ 王仁公園全体の魅力向上や地域との連携に関する取組	様式7	各1部	5部
(4) 公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額	様式8	各1部	5部
(5) 資金計画及び収支計画	様式9-1 様式9-2	各1部	5部

※1： 「4. 法人等の概要を示す書類」及び「運動施設の運営経験を証する書類」を補完する書類として、申請者のパンフレット等を提出することが可能です。

⑤問い合わせ先

枚方市 土木部 みち・みどり室 工事委託課 担当：公園経営グループ

〒573-0023 大阪府枚方市東田宮 1-2-1

電話番号：072-841-1404

E-mail：koujiitaku@city.hirakata.osaka.jp

ホームページ：枚方市土木部みち・みどり室工事委託課ホームページ

<https://www.city.hirakata.osaka.jp/0000046057.html>

⑥その他

- (イ) 提出された書類は、理由を問わず返却しません。
- (ロ) 申請者から提出された書類の著作権は、市には帰属しませんが、公表、掲出及びその他の場合で、市が必要と認めるときには、当該申請者に用途を明示した上でこれを無償で使用できるものとします。
- (ハ) 市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁じます。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させる又は内容を提示することを禁じます。
- (ニ) 公募設置等計画を提出した申請者が提案を辞退する場合は、辞退届(様式自由)を問い合わせ先へ提出してください。提出は持参することにより行うものとし、郵送、ファックス、電子メールによる提出は受け付けません。
- (ホ) 次のいずれかに該当する場合は失格とします。
 - ・期限内に所定の書類が提出されない場合
 - ・書類の内容に虚偽の記載があった場合
 - ・審査の公平性に影響を与える行為があった場合

(3) 審査方法等

①審査の流れ

設置等予定者候補の選定は、以下のとおり都市公園法第5条の4第1項に基づき、提出された全ての公募設置等計画について第1次審査を行ったうえで、その審査を通過した計画について都市公園法第5条の4第2項に基づいて第2次審査を行う2段階で実施します。

ア. 第1次審査

第1次審査では、公募設置等計画が本指針に照らし適切なものであること、公募対象公園施設の設置が法第5条第2項各号のいずれかに該当するものであること、公募設置等計画を提出した者が不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないことを審査します。

市による第1次審査の結果、これらの条件を満たしていないと考えられる場合は、市の意見を付して選定委員会へ送付します。

なお、誤字、脱字など、内容の変更を伴わない明らかな瑕疵と市が認めたものや、添付資料漏れ・記載漏れ・計算誤り・余事記載等の内容への影響が軽微なもので、市が補正要求を行ったものについては、公募設置等計画の一部差し替えを認めます。ただし、市が定めた期限内に再提出してください。

イ. 第2次審査

第2次審査では、第1次審査を経た全ての公募設置等計画等について、選定委員会において審査を行います。

②選定委員会

公募設置等計画等の審査は、選定委員会が行います。選定委員会は、以下の委員で構成し、申請者から提出された公募設置等計画等について、以下に掲げる評価の基準に基づき審査を行い、設置等予定者候補を選定します。

選定委員会の構成

(1) 学識経験を有する者	5人
(2) 公園の管理運営に関する専門的知識を有する者	
(3) スポーツの振興に関する専門的知識を有する者	

③提案があった公募設置等計画等の説明（プレゼンテーション・ヒアリング）

選定委員会において、提案があった公募設置等計画等に関するプレゼンテーション及び申請者からのヒアリングの機会を設ける予定です。この場合、事前に選定委員会に出席を求める旨、申請者に通知します。

なお、説明を求める内容は、提案内容全般に渡りますので、申請者を代表して説明や意見を述べられる方に説明をお願いします。その際に、技術的な事項について説明を求めることもありますので、申請法人等に属する技術者等の同席を認めます。

ただし、人数制限を行う場合があります。

※プレゼンテーションによる説明及び資料は、提出した申請内容を補足するものとしてパワーポイント等を使用することを認めます。

ただし、提出書類の内容と合致したものとしてください。また、パワーポイント等を説明に使用した場合はプレゼンテーション時にそのデータ等を提出してください。

また、公募設置等計画等の提出書類について、不明な点がある場合は、申請者に対して、回答を求めることがあります。

④評価の基準

提出された公募設置等計画等について、以下の評価項目に沿って評価を行います。

必須記載事項を満たす記載があれば基礎点とし、「公園事業への貢献」項目を除く項目全てで基礎点の場合は配点 80 点中 48 点となります。

<評価の項目、内容>

大項目	中項目	評価の視点 (○必須記載事項、◎加点事項)	配点
事業の実施方針	事業運営の基本的考え方	○事業コンセプト、整備や管理運営についての考え方の記載があり、王仁公園の特性に沿った内容となっているか ◎王仁公園の特性を踏まえて公園の魅力向上に繋がる考え方となっているか	5
	公園及び地域との連携の方針	○公園全体の魅力向上や地域との連携に関する方針が記載されているか ◎公園全体の魅力向上や地域との連携に関する方針は具体的に記載されているか ○公園指定管理者との具体的な連携内容は記載されているか ◎公園周辺施設の管理者との具体的な連携内容は記載されているか	
事業の実施体制	事業の実施基盤	○構成団体の財務体質は健全か	20
	事業の実施体制	○各法人等の役割分担が適切であり、十分な業務実績を有しているか ◎職員等の配置、能力が適格であり、適切な実施体制が確保されているか	
	リスクと対応方針	○緊急時における適切な実施体制が確保されているか ◎社会情勢の変化や不測の事態発生時等のリスク管理等の計画は適切か ◎災害時に市や公園指定管理者に協力する記載があるか	
	資金調達計画及び収支計画	○確実性のある資金調達計画となっているか ○収支計画は施設整備及び管理運営計画と整合性があり、実現性の高いものとなっているか	
施設の整備計画	公募対象公園施設、特定公園施設の整備計画	①共通 ○施設整備の工程は令和6年4月までに竣工する内容となっているか、工程は適切か	25

		<ul style="list-style-type: none"> ○コンセプトや施設の外觀が公園にふさわしいものとなっているか（提案が優れている場合は加点） ○バリアフリー、ユニバーサルデザインに対応した施設となっているか。福祉のまちづくり条例に適合しているか。 ○安全性・防犯性への配慮は適切か ○造成を伴う場合、適切な整備内容となっているか ○樹木等の存置や自然環境保全への配慮はあるか（提案が優れている場合は加点） ②公募対象公園施設 <ul style="list-style-type: none"> ○多目的な施設利用が可能な整備内容となっているか（提案が優れている場合は加点） ③特定公園施設 <ul style="list-style-type: none"> ○休養施設の整備の提案はされているか ○公園利用者の利便性等がより一層向上する提案（休養施設以外の特定公園施設の提案）がされているか 	
施設の管理運営計画	公募対象公園施設、特定公園施設の管理運営計画	<ul style="list-style-type: none"> ①共通事項 <ul style="list-style-type: none"> ○公園の魅力向上や利用者サービスの向上に寄与する管理運営計画が記載されているか ○公園指定管理者と連携した、公園の魅力増進を図れるような管理運営内容の提案が優れているか ②公募対象公園施設 <ul style="list-style-type: none"> ○一般利用者が利用できる内容となっているか ○利用しやすい施設の利用料金となっているか ○多目的利用が可能な内容となっているか ○周辺環境への配慮や騒音・光害等への対応・対策がとられているか ○施設予約の窓口等の一本化について提案がなされているか（提案が具体的で優れている場合は加点） ○円滑な管理運営が可能な従業員の配置体制及び連絡体制が確保されているか ○公園利用者と地域住民の安全・安心に配慮した管理運営計画となっているか ○ホスピタリティのあるサービスが提供される計画となっているか。 ○サービス向上となる提案がなされているか ○公募対象公園施設外への配慮（駐輪対策、ゴミ回収等）が記載されているか ③特定公園施設 <ul style="list-style-type: none"> ○特定公園施設の維持管理について管理計画の記載があるか（特に良好な管理計画の場合は加点） ④王仁公園全体の魅力向上や地域との連携に関する取組 <ul style="list-style-type: none"> ○公園の魅力向上に資するイベントや体験教室、情報発信等のソフト事業について提案がされているか（提案が優れている場合は加点） ○地域と連携した取組みの提案がされているか（提案が優れている場合は加点） 	30
公園事業への貢献	設置許可使用料	<ul style="list-style-type: none"> ○公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額で評価 $15点 \times (\text{提案価格}) / (\text{最高提案価格})$ にて算出 ※小数点第2位を四捨五入とする 	15

	収益の還元	○想定以上の収益があった場合の公園への還元について明確な提案がなされているか（提案が具体的で優れている場合は加点）	5
			合計 100

⑤選定委員会の委員等への接触の禁止等

申請法人又は申請グループの全ての構成団体について、設置等予定者の決定までに、選定委員会の委員、本事業に従事する市職員に対して、本事業提案について接触することは禁止します。接触の事実が認められた場合は、失格となります。

また、公募設置等指針公表日から設置等予定者決定通知日まで、提案内容や審査内容等に関する問合せにはお答えできません。

⑥設置等予定者候補の選定

選定委員会は、公募設置等計画の提出者の中で、最高得点を得た申請者を設置等予定者候補として、2番目に高い得点を得た者を次点として選定します。

なお、審査の結果、「公園事業への貢献」への配点を除く 80点中、48点に満たない場合は失格となります。

選定後、選定委員会は選定結果の内容を市に答申します。

⑦結果の通知

決定結果は速やかに全ての申請者に対して文書にて通知することとし、電話等による問合せには応じません。

また、決定結果については、市のホームページに以下の内容を公表する予定です。

- ・申請者数
- ・設置等予定者の名称
- ・設置等予定者の提案の概要
- ・選定理由及び選定委員の講評・付帯意見
- ・申請者の評価点（設置等予定者候補及び次点者のみ）
- ・その他

※選定委員会が担う全ての選定作業が終了した後に以下について公表します。

- ・選定委員会委員の氏名
- ・選定委員会の実施日及び概要

（４）設置等予定者の決定

市は、選定委員会の答申を受けて設置等予定者及び次点者を決定します。該当者なしとする場合もあります。

(5) 公募設置等計画の認定

市は、設置等予定者を決定し、その結果を通知した後、設置等予定者が提出した公募設置等計画を認定し、これ以降、設置等予定者は認定計画提出者になります。

認定にあたっては、審査時に示された選定委員会の意見等を踏まえ、必要に応じ、市は設置等予定者と調整し、設置等予定者が提出した計画を一部変更した上で、当該変更後の計画を認定する場合があります。

なお、公募設置等計画が認定された場合でも、提出された計画の内容全てが必ず実施できることを担保するものではありません。認定後、設計協議を進める中で、関係者等との協議が調わなかった場合などは、計画内容を変更していただく場合があります。

(6) 認定公募設置等計画の変更

公募設置等計画の認定後、各種調査、関係者調整等を実施したうえで、詳細な事業計画を策定した結果、認定公募設置等計画を変更せざるを得ない場合は、認定計画提出者は市と協議のうえ、認定公募設置等計画の変更の申請を行う必要があります。

変更にあたっては、法第5条の6第2項第1号及び第2号で規定する基準に適合すると認められる場合に限り、変更の認定を行うことができます。

(7) 認定公募設置等計画の取り消し

認定計画提出者又は認定公募設置等計画について、「2章 公募対象公園施設等の設置等に係る事項」に定める事項の不履行、法令違反、又は詐欺その他不正な手段により認定を受けていたと市が認めた場合、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。

また、認定公募設置等計画に基づく事業の実施状況について、毎年、事業報告書を提出していただきます。市はこの事業報告書を基に、公募対象公園施設の整備・管理運営が、認定公募設置等計画に従って適正に行われているか確認を行い、適正に行われていないと判断される場合は、認定計画提出者に是正を求めます。事業の是正要求に対して、改善が見られない場合は、認定公募設置等計画及び設置許可の取消しを行うことがあります。

(8) 基本協定の締結等

①基本協定の締結

公募設置等計画の認定後、事業実施条件や認定計画提出者の権利・義務等を定め、認定計画提出者（グループの場合は、代表法人及び構成法人全員の連名を予定）と本事業の実施に関する基本的事項を定めた基本協定を締結します。基本協定の案は別紙3のとおりです。

なお、認定計画提出者と協議が整わない場合は、次点予定者と基本協定等の締結に向けた協議を行います。

②設置管理許可

認定計画提出者（グループの場合は、代表法人を予定）は、公募対象公園施設の工事着手までに、法第5条第1項に基づく公園施設の設置許可を市から受け、認定計画提出者の負担において、公募対象公園施設を整備し、維持管理及び運営を行っていただきます。

設置許可期間（更新期間も含む。）には、公募対象公園施設の整備及び撤去に係る期間を含むものとします。また、工事期間中に工事エリアとして、設置許可を受けた範囲以外の占有が必要な場合は、事前に占有許可を受け、公園使用料を支払っていただきます。

認定計画提出者は、設置許可に係る権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は担保に供してはなりません。

③特定公園施設の建設及び譲渡

認定計画提出者の負担により特定公園施設を整備した後、市に譲渡していただきます。

なお、日常的な維持管理は認定計画提出者が行ってください。

④特定公園施設の管理運営

認定計画提出者（グループの場合は、代表法人を予定）は、市との管理協定に基づき、特定公園施設の管理運営を行っていただきます。

⑤占有許可

認定計画提出者は、利便増進施設を提案した場合は整備工事着手前に市から占有許可を得る必要があります。

⑥損害賠償責任及び施設賠償保険への加入

認定計画提出者は、公募対象公園施設等の整備・管理運営に当たり、認定計画提出者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えたときは、認定計画提出者がその損害を、市又は第三者に賠償するものとします。

また、市は、認定計画提出者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、認定計画提出者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

認定計画提出者が整備・管理運営を行っている公募対象公園施設等の設置瑕疵・管理瑕疵による事故等に対応するため、認定計画提出者は、施設賠償保険に加入してください。

また、保険証書の写しを提出してください。

（９）リスク分担等

公募対象公園施設の建設・管理運営における主なリスクについては、下表の負担区分とします。なお、リスク分担に疑義がある場合、又はリスク分担に定めのない内容が生じた場合は、市と認定計画提出者が協議のうえ、負担者を決定するものとします。

市と認定計画提出者の責任分担一覧

リスクの種類	内容	負担者	
		市	認定計画提出者
法令・条例等の変更	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務に影響のある法令等の変更	協議事項	
金利・物価	金利・物価の変動		○

資金調達	必要な資金の確保		○
利用者及び周辺住民等への対応	認定計画提出者が実施する事業に起因するもの		○
安全性の確保	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務における安全性の確保及び周辺環境の保全（応急措置を含む。）		○
市又は第三者への損害	認定計画提出者が行う整備・管理運営業務により、市又は第三者に損害を与えた場合		○
事業の中止・延期	認定計画提出者の責任による遅延・中止		○
	認定計画提出者の事業放棄・破綻		○
	市の責任による遅延・中止	○	
申請コスト	申請コストの負担		○
整備コスト	整備コストの負担、引継ぎコストの負担		○
市場環境の変化	利用者の減少、競合施設の増加、需要見込みの誤りその他の事由による経営不振		○
維持補修等	公募対象施設及び特定公園施設の点検		○
	公募対象公園施設の補修・修繕		○
運営日時の変更	施設の運営日時の変更に伴う経費の増減		○
不可抗力	大規模な自然災害等の不可抗力による業務の変更、中止、延期、臨時休業等に伴う費用の増加その他損害		○

(10) 事業の評価

市は、認定計画者の公募対象公園施設・特定公園施設の維持管理及び運営状況について、年間1回以上のモニタリングを行い、認定公募設置等計画及び基本協定書等で定められたサービス水準に達しない場合は、改善勧告等を行います。

また、認定計画者は、市に定期的に業務報告を行うものとします。

(11) 事業破綻時の措置

認定計画の認定の有効期間内に認定計画提出者による事業が破綻した場合に備え、都市公園法第5条の8に基づき、以下の算出方法に基づく保証金の納付もしくは事業を承継させる別の民間事業者について基本協定締結前に市と協議し、承認を得ていただく必要があります。

保証金の納付の場合は、本事業から生じる全ての債務の担保として、認定計画提出者が設置する施設等の撤去・処分費用相当する額を、市に保証金として預託していただきます。保証金の納入時期や納入額の算定方法については、別途市と協議したうえで決定することとします。

保証金は、公園施設設置許可期間中、市が無利息で預かり、設置許可期間（更新後の期間も含む。）の満了又は解除に際し、認定計画提出者による原状回復が完了した後、全額を返還します。なお、未払い等の債務があれば、その弁済に保証金を充当し、残額を返還します。

【保証金の算出方法】

認定計画提出者が所有する屋外（建築物以外）公園施設の設置許可面積× α
 + 認定計画提出者が設置する建築物の延べ床面積× β

α : 500 円/㎡ β : 23,000 円/㎡

(12) 認定の有効期間終了後の施設撤去

認定計画提出者が設置した公募対象公園施設（地下構造物等も含む）については、認定期間終了までに事業区域を原状回復することを原則とします。現バレーボールコート部分の原状回復は土舗装までとし、詳細は事前に市と協議してください。市の財産となる特定公園施設については、原状回復の対象とはなりません。

ただし、公募対象公園施設の譲渡について、市が事前に同意した場合はこの限りではありません。また、認定期間終了後も引き続き設置管理許可の更新を希望する場合は、認定期間終了2年前までに市と協議を行ってください。

認定計画提出者は、原状回復の設計内容について市の承諾を得た後、原状回復工事に着手することができます。

なお、市は事前協議の内容を満たしていないと判断した場合は、認定計画提出者に対し、設計内容の修正を求めることができます。

また、原状回復工事完了後に市の確認を受けるものとし、設計内容と相違がある場合や十分な原状回復がなされていない場合は、市は是正を求めることができものとします。認定計画提出者が原状回復を行わない場合は、市は、認定計画提出者に代わり原状回復工事を行い、その費用を認定計画提出者へ請求できるものとします。

(13) 事業内容の変更

認定計画提出者が、認定公募設置等計画の内容変更を行う必要がある場合は、市と協議したうえで、変更内容が公募設置等指針で定めた内容に合致しており、かつ変更がやむを得ないと判断できる場合、又は変更した方が利用者サービスの向上や公園の魅力向上に寄与すると判断できる場合に限り、市の認定を受け、事業内容を変更できることとします。

ただし、事業開始後の変更は、原則として設置許可の更新時とし、変更の承認は、外部有識者の意見を聴いたうえで行うこととします。

3. その他の条件等

(1) 国有地に関する条件

王仁公園の土地の一部に国有地があり、市が国から土地を借り受け、公園として開設しています。そのため、王仁公園の国有地部分において、新規施設を設置する場合には、市は、国（近畿財務局）から承認を受ける必要があります。

また、国又は地方公共団体において、当該国有地を公共用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じた場合には、国有財産法（昭和23年法律第73号）第24条第1項の規定に基づき、国と市とが締結した国有財産無償貸付契約書の全部又は一部が解除されることがあります。国有財産無償貸付契約書の全部又は一部が解除される場合には、市は設置許可を取り消すことがあります。

なお、今回の公募対象範囲に国有地はありませんが、公募対象範囲外に特定公園施設を提案される場合は市にご確認ください。

(2) 法規制等

法、条例、枚方市屋外広告物条例等の規制に関する条例、枚方市都市景観条例等の関係法令、枚方市財務規則、地方自治法等の行政関連法規、労働基準法、労働安全衛生法等の労働関係法規、食品衛生法、健康増進法、建設業法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、その他の関係法令・通知等を遵守してください。

事業の実施に当たり、必要な許認可の取得や手続については、認定計画提出者の負担により実施してください。

- 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）
- 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）
- 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- その他関係法令、条例、規則等

別添資料

- 別紙1 王仁公園 再整備と管理・運営の基本方針
- 別紙2 王仁公園 公募対象範囲図
- 別紙3 王仁公園 運動施設の利用状況
- 別紙4 王仁公園 運動施設等整備運営事業 基本協定書（案）

申請書類（様式等）

- 様式1 公募設置等計画等提出書
- 様式2 誓約書
- 様式3 委任状（グループで申請の場合）
- 様式4 運動施設の運営経験を証する書類
- 様式5 事業の概要
- 様式6 公募対象公園施設及び特定公園施設の整備計画
- 様式7 公募対象公園施設及び特定公園施設の管理運営計画
- 様式8 公募対象公園施設の設置許可使用料の提案額
- 様式9－1 資金計画及び収支計画（①資金計画）
- 様式9－2 資金計画及び収支計画（②収支計画）

その他様式及び資料

- 様式 事前説明会参加申込書
- 様式 質問書
- 申請書類チェックリスト